

冬期特有の労働災害を 防止しましょう！

令和3年度

『冬期労働災害防止運動』 展開中

運動期間：令和3年12月1日から令和4年2月28日まで

(準備期間：令和3年11月1日から11月30日まで)

重点目標：転倒、墜落及び交通事故による労働災害の減少



青森県内では、冬期特有の気象条件による積雪・凍結・寒冷に起因して発生する労働災害（冬期労働災害）が、12月から翌年2月までの3か月間に集中して発生しています。

これら冬期労働災害の8割以上を「転倒災害」が占めています。

また、高所での除雪作業中の「墜落災害」、車両等に轢かれる「交通事故」では、死亡災害も発生しており特に注意が必要です。

冬期特有の労働災害を防止しましょう！



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

青森労働局・各労働基準監督署